

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

## 66 リボフラビン（小児科14）

<平成19年9月21日>

### ○ 標榜薬効（薬効コード）

ビタミンB<sub>2</sub>（313）

### ○ 成分名

リボフラビン【内服薬】、リボフラビンリン酸エステルナトリウム（リン酸リボフラビンナトリウム）【注射薬】

### ○ 主な製品名

- ・ リボフラビン：リボフラビン散
- ・ リン酸リボフラビンナトリウム：リン酸リボフラビンナトリウム注射液

### ○ 承認されている効能・効果

<内服・注射>

- ① ビタミンB<sub>2</sub>欠乏症の予防及び治療
- ② ビタミンB<sub>2</sub>の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、激しい肉体労働時等）
- ③ 次の疾患のうち、ビタミンB<sub>2</sub>の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：（1）口角炎、（2）口唇炎、舌炎、肛門周囲及び陰部びらん、（3）急・慢性湿疹、脂漏性湿疹、（4）ペラグラ、（5）尋常性瘡瘡、酒さ、（6）日光皮膚炎、（7）結膜炎、（8）びまん性表層角膜炎（なお、③の適応に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）

### ○ 薬理作用

補酵素作用

### ○ 使用例

原則として、「リボフラビン」を「ビタミンB<sub>2</sub>依存性マルチプルアシルCoA脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

### ○ 使用例において審査上認める根拠

ビタミンB<sub>2</sub>依存性マルチプルアシルCoA脱水素酵素異常症は、ビタミンB<sub>2</sub>依存性の代謝障害である。

### ○ 留意事項

確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。